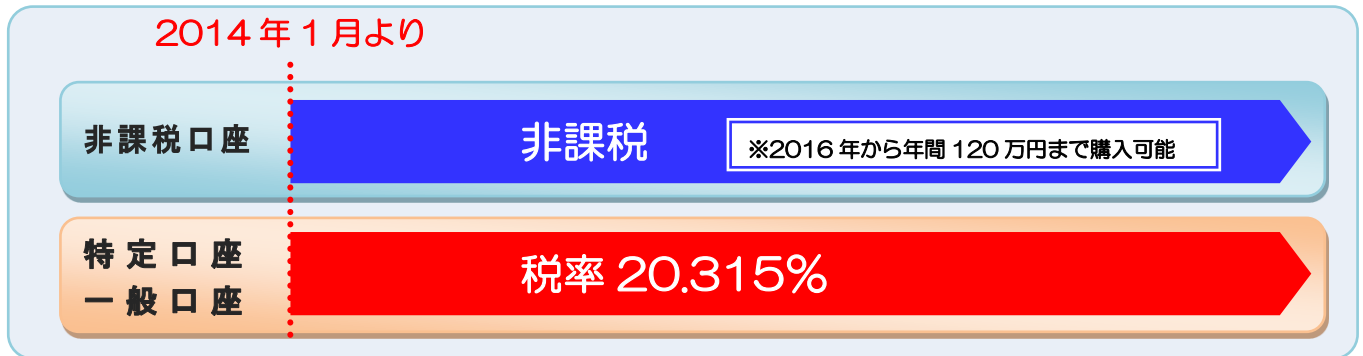


少額投資非課税制度【愛称：NISA】について

NISAは英国のISA（Individual Savings Account）を参考に創設された制度で、毎年120万円を上限とする上場株式・公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益等を最長5年間、非課税にする制度です。

■ 上場株式・公募株式投資信託等の配当所得・譲渡所得に係る税制のイメージ



■ 制度概要

制度対象者	口座開設年の1月1日時点で20歳以上の日本国内居住者
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託等の配当や譲渡益等（当信用組合の取扱商品は公募株式投資信託のみです。）
非課税投資枠	毎年、新規投資額で120万円を上限（未利用枠の翌年以降の繰越はできません。）
非課税期間	5年間（期間終了後、新たな非課税枠への移行による継続保有が可能です。）
非課税投資総額	最大600万円（新規投資額で年間120万円×5年間） ※ 2016年から5年間投資を行った場合の新規投資額
口座開設期間	2014年から2023年までの10年間
勘定設定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年1月1日～2017年12月31日【基準日：2013年1月1日】 ・2018年1月1日～2023年12月31日
口座開設	<p>(1) 同一の勘定設定期間内における金融機関を1年毎に変更が可能です。</p> <p>(2) 同一の勘定設定期間におけるNISA口座の再開設が可能です。</p> <p>※ (1)(2)とも既に公募株式投資信託等を購入した年については、その年内における金融機関の変更及びNISA口座の再開設はできません。</p>
途中売却	自由（ただし、売却部分の枠の再利用はできません。）
口座移管	課税口座（特定口座・一般口座）から非課税口座への移管はできません。
損益通算等	課税口座（特定口座・一般口座）との損益通算や繰越控除はできません。

■ 制度イメージ

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
勘定設定期間	2014年	100万円													
	2015年		100万円												
	2016年			120万円											
	2017年				120万円										
勘定設定期間	2018年					120万円									
	2019年						120万円								
	2020年							120万円							
	2021年								120万円						
	2022年									120万円					
	2023年										120万円				

例えば、2016年は2015年に口座開設した金融機関とは別の金融機関に口座開設ができます。

翌年の非課税投資枠に移行しなかった場合は、年末営業日の時価で課税口座（特定口座等）に移行されます。

5年終了時は翌年の非課税投資枠へ移行可能です。ロールオーバー可能な金額に上限はなく、時価が120万円を超えている場合も全てを移行可能です。

- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料は2018年度税制改正に基づき作成しており、税法が改正された場合には、税率や制度が変更される場合があります。
- 当資料の記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 投資信託のお申込みにあたっては、最新の交付目録見書および目録見書補完書面の内容を必ずご確認のうえ、お客さまご自身でご判断ください。

(2019年1月)